

算定する介護職員等特定処遇改善加算

特定加算(Ⅰ): 介護福祉士の配置等要件(サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(訪問介護にあっては特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は日常生活継続支援加算)を算定)、現行加算要件(処遇改善加算(Ⅰ)~(Ⅲ)いずれかを算定)、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たす

特定加算(Ⅱ): 現行加算要件(処遇改善加算(Ⅰ)~(Ⅲ)いずれかを算定)、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たす

事業所等情報

介護保険事業所番号 0 2 * * * * * * * *

(当計画書作成者名: ○○○○

計画書作成者連絡先電話番号: ****-**-****)

事業者・開設者	フリガナ 名称	株式会社△△	フリガナ 名称	訪問介護ステーション△△	提供するサービス	訪問介護
主たる事務所の所在地	〒 *** - **** 青森 県 △△市○○○**-**	電話番号	****-**-****	FAX番号	****-**-****	
事業所等の名称	フリガナ 名称	株式会社△△	フリガナ 名称	訪問介護ステーション△△	提供するサービス	訪問介護
事業所の所在地	〒 *** - **** 青森 県 △△市○○○**-**	電話番号	****-**-****	FAX番号	****-**-****	
複数の事業所ごと一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				特定加算(Ⅰ)	(1)	事業所
				特定加算(Ⅱ)	()	事業所

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 (<input checked="" type="checkbox"/> Ⅰ <input type="checkbox"/> Ⅱ)
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 (<input checked="" type="checkbox"/> Ⅰ <input type="checkbox"/> Ⅱ <input type="checkbox"/> Ⅲ)
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況(取得している場合には種別を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 取得有 (特定事業所加算(Ⅰ)) <input type="checkbox"/> 取得無
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 元 年 1 0 月 ~ 令和 2 年 3 月
⑤	令和 元 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	2,200,000 円
⑥	賃金改善の見込額 (i - ii)	2,270,000 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	19,000,000 円
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	16,730,000 円
⑦	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii - iv) / v)	520,000 円 2 人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	6,320,000 円
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の平均賃金改善額が、③の平均賃金改善額の2倍以上でない場合、【注意】が表示されます。	5,280,000 円
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員(①)の人数	2 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込額)	人】
⑧	他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi - vii) / viii)	※【注意】②<③×2 220,000 円 5 人
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	10,650,000 円
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の平均賃金改善額が、③の平均賃金改善額の2倍以上でない場合、【注意】が表示された場合、まず、入力した金額を確認してください。	9,550,000 円
	viii) 当該事業所における経験・技能のある介護職員(②)の人数	5 人
⑨	その他の職員の平均賃金改善額	130,000 円 1 人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	2,030,000 円
	x) 初めて加算を取得する(した)月の平均賃金改善額が、③の平均賃金が、②の平均賃金を上回っていない場合は、提出できませんが、⑪欄にそれぞれの平均賃金を記載してください。	1,900,000 円
	xi) 当該事業所におけるその他の職員の人数	1 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込額)	円】
⑩	賃金改善実施後の平均賃金	2,030,000 円
	※ 原則10月~翌年9月までの連続する期間を記入し、なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはなりません。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載してください。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載してください。	経験・技能のある介護職員: 勤続年数10年以上の介護福祉士の資格を有する介護職員(管理者を除く) 賃金改善を行う賃金項目: 処遇改善手当10,000円~40,000円、一時金100,000円~400,000円 賃金改善後の③の平均賃金: 2,030,000円 賃金改善後の②の平均賃金: 2,130,000円(10,650,000円÷5人)